

「在宅療養支援診療所」とは何ですか？



西神奈川ヘルスケア
クリニック 院長
あかほし しげき
赤羽 重樹 先生

これは、医療機関が受ける基準の一つです。医療機関が「訪問診療」を行うにあたり、医師と24時間連絡がとれて（電話でも可）、24時間対応可能な訪問看護ステーションと連携している、という条件を満たしている診療所を「在宅療養支援診療所」と呼びます。医療機関は、自院の許容力と役割に合わせて申請し、この基準を満たしていれば認可されます。横浜市内では現在、約350か所の診療所が認可されています。24時間の対応が必要な病状であれば、「在宅療養支援診療所」が適していることになります。しかし、市民の皆さんに重要なことはその基準ではありません。

まずはかかりつけ医へ相談を

今のうちから「もし通院できなくなった時のこと」について、かかりつけ医と相談しておくことが大切です。もしご自宅で最期まで生活したいと考えていて、現在通院している診療所が「在宅療養支援診療所」であればスムーズです。しかし、そうでなければ、前号でお伝えしたように、最期の場面は「がん」「心不全・呼吸不全」「認知症・神経難病・老衰・脳梗塞後遺症など」の3つで異なります。ご自身のこれからに合わせて、「縁起でもない」と

考えずにかかりつけ医と相談しておいてください。

訪問看護ステーションとの連携が重要

「在宅療養支援診療所」の中には、訪問診療を担う医師が、1人で開設している診療所と数人いる診療所があります。「数人」といっても、2～3人の常勤医師から、非常勤を含めて10人以上が所属している大きな規模の診療所まであります。医師が数人いる診療所でも、それぞれが診療していますので時間的な余裕があるわけではなく、急な変化が生じてしまった時に、医師がすぐに駆け付けられない場合があります。まずは訪問看護師と連絡を取って、医師がすぐにかけるべきか判断して、医師と連絡を取ってもらってください。その点で、24時間対応可能な訪問看護ステーションとの連携、が条件になっている「在宅療養支援診療所」は、安心感の一つの基準になります。

かかりつけ医がいない場合には、「在宅療養支援診療所」どころか、「自分に合う医師と出会うことが難しい」と感じてもらえることでしょう。今回は、訪問してくれる医療機関を仲介してくれる「在宅医療連携拠点」について解説いたします。

